

別紙4. 『読書通帳機 仕様書』

I. 概要仕様

利用者の借りられた本の貸出日、タイトル、作者等が読書通帳等に印刷できること。

II. 機能要件

読書通帳機、読書通帳機用パソコンサーバ、読書通帳機用エンコードパソコン、読書通帳機用エンコードICアンテナからなること。

機器の色・外形寸法は、フロアのインテリア設計を考慮した仕様である。

各機器の仕様については、別紙1『ハードウェア 仕様書』の通りとする。

1. 読書通帳機用パソコンサーバ

- (1) OSにはWindows11 Proを採用すること。
- (2) 図書管理システムから転送される貸出データをデータベースに格納し、印字リクエストがあると、印字データを読書通帳機に送り、印字できる仕組みをもつこと。
- (3) 外付ディスク装置等により、本体が故障してもデータを復旧できる仕組みをもつこと。

2. 読書通帳機用エンコードパソコン

- (1) バーコードリーダー及び読書通帳機用エンコードICアンテナをUSB接続されること。
- (2) 通帳等の新規発行や紛失に伴う再発行、利用者カード紛失処理等、通帳機運用に関する業務処理が行えること。

3. 読書通帳機

- (1) プリンタとパソコンが内蔵され、卓上においても運用できるよう、コンパクトな一体型筐体であること。
- (2) 利用者が容易に操作できるよう、7インチ以上のタッチパネル液晶を内蔵すること。
- (3) 図書館の中に設置しても運用に問題のない、静粛性に配慮した筐体であること。
- (4) 通帳等印刷装置は、ドットインパクトプリンタ（以下プリンタ）であること。
- (5) プリンタのインクリボンが施設側で容易に交換できること。そのための手順書を用意すること。
- (6) 通帳等挿入時に、手が引き込まれないような構造であること。
- (7) 電源スイッチを背面1ヶ所にまとめ、利用者の誤操作やいたずらで電源が切れないようにすること。
- (8) 通帳等を印字する時、バーコードリーダーの読取など、利用者が操作することなく通帳等を媒体に個体認識を行い、印刷できること。
- (9) 印字行の位置など、既存の読書通帳を継続して利用できること。
- (10) 守口市内の各図書施設で貸し出された資料は、設置されるどの読書通帳機でも印字ができること。

4. 図書管理システム連携

- (1) 図書管理システムから一定間隔(1分~2分)で、その間に貸出されたデータを、ネットワークに接続された読書通帳機用パソコンサーバに指定されたフォーマット(CSVファイル)で転送すること。
- (2) 返却データも、上記同様転送できる仕組みを構築できること。
- (3) 60秒間にデータの貸出・返却が行われなかった場合、上記転送は行わないこと。
- (4) 図書管理システム・読書通帳機用パソコンサーバ・読書通帳機用エンコードパソコン・読書通帳機のネットワークは、記録機側で指定する通信手順を許可すること。

5. 印字データ

- (1) 一定期間経過後、読書通帳機用パソコンサーバから印字データを削除できること。
- (2) 返却したら、印字データを読書通帳機用パソコンサーバから削除できるよう、貸出データを返却データで消込する仕組みを構築できること。

6. 運用

- (1) 利用者カードを紛失した場合、新たに発行した利用者カードで継続して印字できること。
- (2) 通帳等を紛失した場合、新たな通帳等を発行し、既存の利用者カードで利用できること。
- (3) 通帳等発行時やページ替え等で新しいページに印字する時、他の利用者の通帳等に印字できない仕組みをもつこと。

7. 設置・調整

- (1) 読書通帳機用パソコンサーバ・読書通帳機用エンコードパソコン・読書通帳機のインストール、現地設置、調整(設定)を行い、正常に読書通帳機が動作し、通帳等へ正常に印字ができることを確認すること。
- (2) 読書通帳機の操作・運用を講習すること。そのためのマニュアルを用意すること。

8. 保守

- (1) 読書通帳機のオンサイト保守ができるサポート体制があること。
- (2) 読書通帳機に不具合が発生した場合、速やかに現地オンサイト保守が実施できること。
- (3) 印字内容に不具合が発生した場合、現地にてデータ調査を迅速に行い、正常復旧すること。
- (4) 保守部材・消耗品を5年以上継続して提供できること。